許可番号第０２３１００００６１８号

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　兵庫県尼崎市東海岸町１番地の４

氏　　名　浜田化学　株式会社
代表取締役　岡野　嘉男　様
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事　大　村　秀　章

許 可 の 年 月 日　　令和　５（2023）年　６月２０日
許 可の有効年月日　　令和１０（2028）年　５月　９日

１　事業の範囲

（１）積替え、保管を除く。

燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）、廃酸（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、家畜ふん尿、家畜の死体、ダスト類（水銀含有ばいじん等を含む。）、令第２条第１３号廃棄物

以上　１５品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（２）積替え、保管を含む。

廃油、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上　８品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

２　積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

許可番号第０２３１００００６１８号

（１）所在地

小牧市藤島町中島１８番

（２）面積

４３４㎡　（保管面積　３１．６㎡）

（３）産業廃棄物の種類

廃油、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

（４）保管上限

４７．５５㎥

（５）高さ

該当なし

３　許可の条件

なし

４　許可の更新又は変更の状況

平成　５年　５月１０日　新規許可
平成１０年　５月　８日　更新許可
平成１５年　５月１０日　更新許可
平成２０年　６月１０日　更新許可
平成２５年　８月　６日　更新許可
平成３０年　６月２５日　更新許可
令和　５年　６月２０日　更新許可
令和　５年　６月２０日　変更許可
令和　８年　９月１５日　書換

５　積替え許可の有無

~~有~~　・　㊿

６　規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無

㊀　・　~~無~~